

武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合			アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合
第1会議室	[略]	円 <u>690</u>	円 <u>1,580</u>	第1会議室	[略]	円 <u>710</u>	円 <u>1,620</u>
第2会議室	[略]	<u>280</u>	<u>660</u>	第2会議室	[略]	<u>290</u>	<u>680</u>
第3会議室	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>	第3会議室	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>
第4会議室	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>	第4会議室	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>
ステージ	[略]	<u>300</u>	<u>940</u>	ステージ	[略]	<u>310</u>	<u>960</u>
トレーニング室	[略]	<u>410</u>	<u>880</u>	トレーニング室	[略]	<u>420</u>	<u>900</u>
放送設備（アリーナ）	[略]	<u>300</u>	<u>710</u>	放送設備（アリーナ）	[略]	<u>310</u>	<u>730</u>
放送設備（その他）	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>	放送設備（その他）	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>
電光得点盤	[略]	<u>360</u>	<u>710</u>	電光得点盤	[略]	<u>370</u>	<u>730</u>
電光掲示板	[略]	<u>280</u>	<u>540</u>	電光掲示板	[略]	<u>290</u>	<u>550</u>
ピアノ	[略]	<u>570</u>	<u>1,150</u>	ピアノ	[略]	<u>580</u>	<u>1,180</u>
[略]				[略]			
椅子（1人用）	[略]		<u>40</u>	椅子（1人用）	[略]		<u>50</u>
[略]				[略]			
テニス用具	[略]	<u>40</u>	[略]	テニス用具	[略]	<u>50</u>	[略]
ハンドボール用具	[略]	<u>40</u>	[略]	ハンドボール用具	[略]	<u>50</u>	[略]
[略]				[略]			
レスリングマット	[略]		<u>410</u>	レスリングマット	[略]		<u>420</u>
テント	[略]		円 <u>420</u>	テント	[略]		円 <u>430</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。